

報 告 第 1 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年6月19日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 2 号

損害賠償の額の決定について

消防ポンプ自動車の事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成26年6月10日

新居浜市長 石川 勝 行

1 損害賠償の額 11万1,246円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成26年5月19日午前11時40分頃、日浦登山口駐車場（新居浜市別子山乙555番74）において、進行方向転換のため前進した消防ポンプ自動車が、駐車中の普通自動車に接触し、車両を損傷させた。